

施設の感染予防対策について

感染症対策の専門家の指導に基づき、安全な施設運営管理を行うとともに、業務従事スタッフ等の二次的感染を防止します。

○施設のご利用にあたって

入所される方は、東京消防庁の救急車など、感染症に対応した特殊仕様の車両を使って施設まで移動します。公共交通機関や徒歩等での移動はありません。また、施設の出入口には、警備員を配置し、職員も含め適切な入退場管理を行います。

入所された方が、医師の判断により入院が必要となった場合には民間救急車等、自宅・宿泊療養等に移行する場合には、施設で要請した陰圧タクシーや民間救急車等の専門車両で搬送します。

○医療提供にあたっての感染予防対策の徹底

施設内での医療提供にあたっては、手袋やガウン等個人防護服の着用など、万全の感染予防対策を行っています。また、廃棄物については、その種類に応じて、法令に基づく感染性の医療廃棄物として必要な感染予防上の安全対策を講じ、専門の処理業者の車両により搬出します。

○換気・消毒の徹底、業務従事スタッフの健康管理

施設内での感染予防対策のため、空気の循環・換気を十分に行うなど、専門家の助言のもと、換気対策を徹底しております。施設内は随時、専門業者による消毒作業を行い、施設内で働くスタッフは、検温、マスクの着用、手洗いの励行、手指の消毒など、健康管理を徹底します。